# 令和９年度　児童館ランドセル来館利用申請のご案内

市では、保護者が仕事等で家庭での保育が困難な児童に、学童保育所とは異なり、学校から帰宅せずランドセルを背負ったまま、直接児童館に行くことができる「児童館ランドセル来館事業」を行っています。

## ＜利用申請受付＞

１　申請期間　　令和８年11月１日（日）から令和９年２月15日（月）まで

※上記申請期間以降も申請は可能ですが、結果の通知までにお時間をいただきますのでご注意ください。

※利用を開始したい月の前月15日までに申請してください。

※応募が多数の場合、待機となる場合もあります。

２　申請方法

・電子申請　　令和８年11月１日（日）0時00分から令和９年２月15日（月）23時59分まで

※　学童保育所と併願申請する場合、それぞれ別のフォームからの申請が必要です。

※　申請方法は、電子申請のみとなります。児童館・学童保育所・子ども育成課窓口では申請できません。

※　郵送等の受付不可。電子申請が難しい場合は下記までご相談ください。

立川市子ども家庭部子ども育成課☎042-523-2111　内線1300・1303

## ＜利用施設および利用時間＞

１　利用施設　　市内児童館、児童会館（裏面参照）　　各３０人

２　利用日　　令和９年４月１日～令和10年３月31日のうち、月１回の館内整理日を除いた小学校の登校日

３　利用時間　　放課後から18時まで　※18時以降はご利用できません。

４　利用費用　　無料

５　利用内容　　放課後、児童館（児童会館）内での自由遊びや児童館（児童会館）行事への参加等。学童保育所と違い、保育・おやつの提供はありません。

※　大規模な災害が予想される場合などは 、利用日でも閉館となる可能性があります。

## ＜対象者＞

基本的に学童保育所への入所申請要件に準じますが、就労等の日数・時間の要件はありません。

１　市内在住の小学生で、保護者の就労・就学（日数、時間の要件は無し）、疾病その他の事由により、家庭での保育が困難な児童。

２　児童自身で登館でき、集団生活の中で身のまわりの事が自分でできる児童。

※　集団内での見守り事業です。身体的な介助や、コミュニケーション等の支援を行う職員の加配はありません。支援が必要な場合は児童の放課後の居場所として地域の学童保育所や、放課後等デイサービス（障害福祉課　042-523-2111　内線1517～1523）等をご利用ください。

※　学童保育所に入所した児童と、くるプレ登録者は利用できませんので、ご注意ください。

児童館ランドセル来館
電子申請はこちら

＜申請書類＞

1　就労証明書　　…　各保護者分、学童保育所入所等申請用の専用様式。市ホームページの「学童保育所関連書式」にあるデータを印刷してお使いください。
複数の就労先がある場合、すべての就労先で記入してもらってください。

※　個人事業主の方は令和７年分の確定申告書もしくは「令和８年度市・都民税申告書」の写しを提出してください。今年開業したばかりで確定申告をしていない場合に限り、開業届、営業許可証、確定申告のための帳票類、請負契約書、業務委託契約書のいずれかの写しを提出してください。

2　その他

※　就労以外の要件で申請される場合に必要な申請理由書や診断書等は、市ホームページの「学童保育所書式」にあるデータを印刷していただくか、「令和９年度学童保育所入所申請のご案内」をダウンロードしてお使いください。

＜利用決定の判定＞

1　応募が多数の場合、利用決定の判定を行った結果待機となる場合があります。

2　利用決定の判定を行う際は、基本的に「令和９年度立川市学童保育所入所基準」（市ホームページの「令和９年度立川市学童保育所入所申請のご案内」参照。以下より「入所基準」と呼びます。）に準じて判定を行います。ただし、児童館ランドセル来館は日数・時間の要件はないため、入所基準のうち全体調整の17および18（就労の終了時刻による減点と、保育料滞納による減点）については適用しません。

＜利用決定の通知＞

1　申請期間内にご申請いただいたご家庭には、3月上旬頃、利用承認通知書もしくは利用不承認通知書を郵送します。

2　申請期間以降については、利用開始月の前月末頃に、利用承認通知書もしくは利用不承認通知書を郵送します。

3　学童保育所への入所が決定している場合は除きます。

4　ランドセル来館の利用決定後に学童保育所の入所が決定した場合は、自動的にランドセル来館のご利用はできなくなります。児童館ランドセル来館利用終了届の提出は必要ありません。

＜ご利用いただける児童館、児童会館＞

| 立　川　市　児　童　館※1・児　童　会　館※2 | | | |
|---|---|---|---|
| 名称 | 住所 | 電話番号 | 休館日 |
| 富士見児童館 | 富士見町7-7-12 | 525-9020 | 館内整理日（月1回）※3<br>年末年始、祝日<br>（子どもの日は開館） |
| 錦児童館 | 錦町3-12-1 | 525-6684 | |
| 羽衣児童館 | 羽衣町2-44-16 | 526-2336 | |
| 高松児童館 | 高松2-25-26 | 528-2925 | |
| 若葉児童館 | 若葉町4-25-114 | 536-1400 | |
| 幸児童館 | 幸町2-19-1 | 537-0358 | |
| 上砂児童館 | 上砂町1-13-1 | 535-1557 | |
| 西砂児童館 | 一番町6-8-37 | 531-0433 | |
| 西立川児童会館 | 富士見町1-23-6 | 525-0571 | 館内整理日（月1回）※3<br>年末年始、日曜、祝日<br>（子どもの日は開館） |

※1　上記の児童館は指定管理者制度導入により、民間事業者が運営しています。
※2　西立川児童会館は社会福祉法人西立川児童会館が運営しています。
※3　館内整理日は、原則毎月第一火曜日です。例外の月もございますので、ご利用の際はご注意ください。

＜ご利用にあたっての注意点＞

1 ランドセル来館の利用が決定した方は、児童館（児童会館）から自宅間の往復途上の事故等に対しても保険の対象となります。このため、利用決定後に日頃の来館時と帰宅時の経路の確認を行います。詳しくは利用承認通知書が届いた際の同封書類をご確認ください。
2 学校休業日については他のお子様と同じく、自由来館となりますのでご注意ください。
3 退館時間にはお子様に声がけを行うようにしていますが、ご家庭でもお子様とよく確認してください。